

指導事項	改善報告内容
<p>1. 経営トップは、安全管理規程第4条に基づき、輸送の安全確保のため、関係法令及び安全管理規定等の遵守について主体的に関与し、安全マネジメント態勢を適切に運営すること。</p>	<p>町長をはじめ小値賀町が使用する旅客船の業務関係者は、毎年度、安全方針及び安全性向上への取り組みを確認・署名し、事務所への掲示または船内に備えることとしました。</p>
<p>2. 安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、船舶安全法をはじめ、関係法令の遵守と安全最優先の原則を社内へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実に実施すること。</p>	<p>このことにより、指導事項にある経営トップの関連法令及び安全管理規程等の遵守についての主体的関与と安全マネジメント態勢の適切な運営、及び安全統括管理者及び運航管理者の関連法令等の遵守、並びに関係者の安全意識の高揚につなげ、輸送の安全を確保します。</p>
<p>3. 運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航管理その他船舶による輸送の安全の確保に関する業務全般を統括し、船舶安全法をはじめ、海事法令及び安全管理規程の遵守を確実にして、その実施を図ること。</p>	<p>令和6年度は、町長署名の後、4月23日に実施した安全教育時などに、関係者と安全方針と安全性向上への取り組みを読み上げ、関係者全員が署名しました。</p>
<p>4. 船長は、安全管理規程第43条及び事故処理基準第4条に基づき、自船に事故が発生したときは、事故の状況及び講じた措置を速やかに海上保安官署等に連絡し、措置への助言を求め、援助を必要とするか否かの連絡を行うこと。</p>	<p>安全管理規程第43条及び事故処理基準第4条に基づき適正に対応できるよう、事故処理基準別表「非常連絡表」を見直しました。</p> <p>このことにより、海上保安官署等への必要事項の連絡等を確実に実施します。</p> <p>関係者への周知については、4月23日に実施した安全教育の際に配布し、事故処理基準等を読み合わせる等の座学を通じて確認しました。</p> <p>また、船長、運航管理者を始めとした関係者の通報手順等を確認するための機会として、事故処理訓練を実施（さいかいは4月23日、はまゆうは4月24日）しました。</p>

指導事項	改善報告内容
<p>5. 運航管理者は、安全管理規程第 44 条並びに第 48 条及び事故処理基準第 4 条に基づき、事故の発生を知ったときは、速やかに、運輸局及び海上保安官署にその概要及び事故処理の状況を報告し、助言を求めること。なお、報告にあたっては、事故の状況について判明したのから逐次報告すること。</p>	<p>安全管理規程第 44 条及び事故処理基準第 4 条に基づき適正に対応できるよう、事故処理基準別表「非常連絡表」を見直しました。</p> <p>このことにより、運輸局及び海上保安官署への必要事項の報告等と法令上必要な対応を確実に実施します。</p> <p>関係者への周知については、4 月 23 日に実施した安全教育の際に配布し、事故処理基準等を読み合わせる等の座学を通じて確認しました。</p> <p>また、船長、運航管理者を始めとした関係者の通報手順等を確認するための機会として、事故処理訓練を実施（さいかい は 4 月 23 日、はまゆう は 4 月 24 日）しました。</p>
<p>6. 運航管理者は、安全管理規程第 53 条に基づき、実施した事故処理に関する訓練及び安全教育の概要等について記録簿に記録すること。</p>	<p>記録簿の様式を作成しました。</p> <p>このことにより、実施した事故処理に関する訓練及び安全教育の概要等を確実に記録します。</p>
<p>7. 内部監査を行うものは、安全管理規程第 54 条に基づき、経営トップの支援を得て、関係者とともに、年 1 回以上、船舶及び陸上施設の状況並びに安全管理規程の遵守状況等に対する内部監査を実施し、その内容を記録すること。</p>	<p>毎年度 4 月に内部監査実施計画を策定し、スケジュールを管理するグループウェアに登録します。また、内部監査記録簿を作成しました。</p> <p>このことにより、内部監査を確実に実施し記録します。</p>